

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この二において「暴力団員等」という)、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用者(以下おそれのある者と定める)。

本 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

ハ 偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金(以下このへにおいて「雇用関係助成金等」という)の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなつた者

ト 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者

(法第十六条第一項の商品等)

一 商品、役務の提供の用に供する物

二 商品、役務又は事業主の広告

三 四商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう)。

五 事業主の営業所、事務所その他の事業場

六 インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報

七 労働者の募集の用に供する広告又は文書(報告)

(所轄都道府県労働局長に対する申出)

第十一条 認定事業主は、第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、所轄都道府県労働局長にその旨を申し出ることができる。

(法第十八条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。)

第八条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 商品、役務の提供の用に供する物

二 商品、役務又は事業主の広告

三 四商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう)。

五 事業主の営業所、事務所その他の事業場

六 インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報

七 労働者の募集の用に供する広告又は文書(報告)

(法第十八条第一項の商品等)

一 商品

二 役務の提供の用に供する物

三 四商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう)。

五 事業主の営業所、事務所その他の事業場

六 インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報

七 労働者の募集の用に供する広告又は文書(報告)

(法第十八条第一項に規定する認定事業主をいう。以下同じ。)は、毎事業年度終了後一月以内に、認定状況報告書(様式第二号)に第六条の書類を添えて所轄都道府県労働局に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該一月以内に認定状況報告書を提出できないと所轄都道府県労働局長が認めた場合には、この限りではない。

(所轄都道府県労働局長に対する申出)

第十二条 認定事業主は、第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、所轄都道府県労働局長にその旨を申し出ることができる。

(法第十八条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。)

第九条 法第十六条第一項に規定する認定事業主をいう。以下同じ。は、毎事業年度終了後一月以内に、認定状況報告書(様式第二号)に第六条の書類を添えて所轄都道府県労働局に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該一月以内に認定状況報告書を提出できないと所轄都道府県労働局長が認めた場合には、この限りではない。

(所轄都道府県労働局長に対する申出)

第十三条 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十八条第二項の相談及び援助として、次に掲げる事業をいずれも実施し、又は実施することが予定されていること。

イ 法第十八条第一項の青少年の募集及び採用を担当する者(以下「青少年募集採用担当者」という。)の確保を容易にするための事例の収集及び提供に係る事業

ロ イに掲げるもののほか、青少年募集採用担当者が雇用される事業所における雇用管理制度その他に関する講習会の開催、相談及び助言その他の必要な援助を行う事業

二 前号の事業を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。

三 その構成員である認定事業主の委託を受けた青少年募集採用担当者の募集を行つて青少年募集採用担当者の募集を行つた場合に、青少年募集採用担当者の利益に反しないことが見込まれること。

(届出の手続)

第十四条 法第十八条第二項の規定により承認を受けようとする者は、その旨及び前条の基準を

(法第十八条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。)

第十一条 法第十八条第二項の規定による届出は、承認中小事業主団体の主たる事務所の所在地する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であつて第十五条第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

(承認中小事業主団体の申請)

第十四条 法第十八条第二項の規定により承認を受けようとする者は、その旨及び前条の基準を

(青少年募集採用担当者募集報告)

第十五条 法第十八条第二項の規定による届出は、承認中小事業主団体の主たる事務所の所在地する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であつて第十五条第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

(青少年募集採用担当者募集報告)

第十六条 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める労働者の数が三百人以下のものをいう。次号及び次条において同じ。であるもの

第十七条 法第十八条第二項の一般社団法人の要件

一 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 農業協同組合及び農業協同組合中央会

六 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が中小事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次号及び次条において同じ。)であるもの

七 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの

(法第十八条第二項の一般社団法人の要件)

第十八条 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることを指す。

(法第十八条第二項の承認中小事業主団体の基準)

一 承認中小事業主団体の主たる事務所の所在地する都道府県の区域を募集地域とする募集

二 承認中小事業主団体の主たる事務所の所在地する都道府県の区域以外の地域(当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。)を募集地域とする募集(当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るもの)を除く。)であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人(一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人)未満のもの

(青少年募集採用担当者の募集に関する事項)

第十九条 法第十八条第二項の規定により承認中小事業主団体に委託して青少年募集採用担当者の募集を行つて認定事業主について準用する。(権限の委任)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により、法第十五条、第十七条及び第二十八条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局に委任する。ただし、法第十七条及び第二十八条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により所轄都道府県労働局長に委任された権限(法第二十八条に規定するものに限る。)は、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、所轄都道府県労働局長が自らその権限を行ふことを妨げない。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則(平成二八年一月一四日厚生労働省令第四号)

所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長を経て、第十五条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他手続は、人材開発統括官の定めるところによる。

(青少年募集採用担当者募集報告)

第十八条 法第十八条第一項の募集に從事する承認中小事業主団体は、人材開発統括官の定める様式に従い、毎年度、青少年募集採用担当者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで(当該年度の終了前に青少年募集採用担当者の募集を終了する場合にあつては、当該終了日の日の属する月の翌月末日まで)に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(準用)

第十九条 職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十八条第一項の規定により承認中小事業主団体に委託して青少年募集採用担当者の募集を行つて認定事業主について準用する。(権限の委任)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により、法第十五条、第十七条及び第二十八条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局に委任する。ただし、法第十七条及び第二十八条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により所轄都道府県労働局長に委任された権限(法第二十八条に規定するものに限る。)は、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、所轄都道府県労働局長が自らその権限を行ふことを妨げない。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則(平成二八年一月一四日厚生労働省令第四号)

（経過措置）

第一条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）第三条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号）に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（求人が新規則第三条第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあっては、当該同一の法律の条項に違反する行為を施行日以後にした場合）について適用する。

附 則（平成二八年八月一九日厚生労働省令第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

附 則（平成二九年三月三〇日厚生労働省令第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に事業主が行った青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九号。次項において「法」という。）第十五条の申請に係る同条の認定の基準については、第三条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（次項において「新規令」という。）第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 事業主（施行日前に法第十五条の申請を行ったもので、当該申請により認定されたものに限る。）が提出する新令第十一条に規定する認定状況報告書及びこれに添えるべき当該事業主が法第十九条の基準に適合するものであることを明らかにする書類に係る当該基準については、新令第十九条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 (様式に関する経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二十九年六月三〇日厚生労働省令第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第七条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第三条第二号の規定は、施行日以後に青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令(平成二十八年政令第四号)第二項第二号に掲げる規定に違反する行為をした場合について適用する。

附 則 (平成二九年七月一一日厚生労働省令第七一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、厚生労働省組織令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百八十五号)の施行の日(平成二十九年七月十一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年七月六日厚生労働省令第八三号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月一〇日厚生労働省令第二六号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年三月三十日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

<p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。</p> <p>2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則（令和二年一月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則（令和四年三月三一日厚生労働省令第七三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>（様式に関する経過措置）</p> <p>第四条 施行日又は附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次項において「第一号施行日」という。）において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 施行日又は第一号施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則（令和四年六月一〇日厚生労働省令第九三号）</p> <p>この省令は、令和四年十月一日から施行する。</p>
--

「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の社に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する原則として成文化の

を施す第15分類者を対象とした育児休業、同法第23条第2項の規定による3歳未満の子を養うる芳労者を対象とした休業及び同法第24条第1項の規定による小学校学級の子を養うる芳労者を対象とした休業をいうこと。なお、育児休業等取得は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com